

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等

に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十号、別記様式第十三号及び別記様式第十六号中「**第8号の2第3項**」を「**第8号の2第3項**」に改める。

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「**第八条の二第十八項**」を「**第八条の二第十六項**」に改める。
(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「**第八条の二第十八項**」を「**第八条の二第十六項**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。